

第3回 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会 議事要旨

日時：平成29年10月6日（金）13：15～15：30

場所：経済産業省別館 114号会議室

- 田村土地・建設産業局長による開会挨拶。
- 清水委員長（東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授）の進行の下、事務局より、山村部における地籍整備の実施状況と課題について説明した後、新潟県魚沼市より、魚沼市における山村部における地籍調査の現状と課題について紹介。その後事務局より、地籍調査における測量新技術の活用並びに山村部の地籍整備の効率化について説明。以上を基に委員による意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

1. 山村部における地籍整備の実施状況と課題（資料2及び魚沼市事例発表）

- 山村部での地籍整備の必要性について、森林の荒廃、防災・減災、森林施業の集約化、森林施業への支障等が、地籍整備されることで直接的に全て解決出来るとは限らない。一方、防災等特に高い効果が見込まれる事業があるのであれば、そういったところを国も中心となって、もっと積極的に実施するほうが、予算の使い方としては望ましいと思われる。
- 土砂災害ハザードマップの土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と地籍調査との関係というのは非常に密接であり、レッドゾーンから優先的に地籍調査を実施する等、災害対策に結び付ける一歩目として地籍調査が関係づけられる。
- 地籍整備未実施地域の地図とハザードマップとをオーバーレイできる（重ね合わせて見ることができる）データやシステムがあると一般の方々や各地方公共団体にも、どこを優先的に地籍整備したらいいのか分かっていないか。
- 集会所で筆界案を確認するという筆界確認弾力化策の採用状況について、弾力化策を採用しなかった理由として「現地立会いで対応可能なため」が最も多いのは、現地立会いが出来る地域を採択しているからではないか。なぜこの結果となったか分析が必要。今後山村部の地籍調査をどのように進めるかの回答の1つが出るのではないか。
- 山村部を一緒に考えるのではなく、里山、奥山と分けて、どちらを優先して実施するか、異なる方針で進めていくかどうかとも検討すべき。

2. 地籍調査における測量新技術の活用について（資料3）

- MMSや航空レーザーは、広範囲で実施しないと非効率になってしまうので、実施区域、規模の検討が必要。他機関で撮影した航空写真や衛星画像を流用すれば、地籍調査において改めて飛行機を飛ばす等の必要はなく、コストも抑えられると思われる。

3. 山村部における新技術による地籍調査の効率化について

(1) 新技術による地籍調査の効率化について（資料4-1）

- 集会所で筆界案を確認することにより現地立会い作業の簡便化ができてはじめて、新技術による測量の効率化が生かされる。現地立会いで確認する場合と衛星画像や航空写真で確認する場合とでは、別位置を見ているため、土地所有者等がどのような情報を手がかりに境界を認識しているのかをまず把握する必要がある。その情報を現地において確認することの代替手段として、新技術を活用することが重要なのではないか。
- 地籍調査は現地立会いが原則必須とされているが、必ずしも権利関係を確定するわけではないため、土地所有者の現地立会いでの確認はいらぬのではないか。立会いを必要とする理由については法務省等の関係機関も含めよく議論する必要がある。
- 土地所有者の立会いを求めることが出来ないことに相当の理由がある場合には、現地精通者の証言が客観的資料になるのに対し、土地所有者が不明な場合には現地精通者の証言は客観的資料とは認められない。なぜ内容にズレが生じているのか疑問であり、現地精通者の証言の位置づけについても議論する必要がある。
- 災害時は地形地物が大きく変化するが、復旧のため、筆界位置復元の取組みが現にされている。その際の調査の進め方や土地所有者間の合意形成の仕方を押さえておくことが、今後立会いの簡便化を検討する上で大事になると思われる。
- 土地所有者独自で境界に関する資料を持っている場合（山村部では、集落単位で保有している字限図等）があり、現地立会いの際に資料を持参する土地所有者もいるため、地積測量図以外も客観的資料の一部として利用可能である。
- 山村部は降雨で谷や尾根は変化するため、土地所有者は、例え奥山であったとしても、現地で立会い確認したいという思いが強い。土地所有者は高齢者が多く、現地に関心がないという訳ではなく、体力的に現地に行きたくてもいけないという現状は理解してもらった上で、新手法を検討してほしい。
- 二次元における測量はどの測量業者でも対応可能だが、三次元における測量となると設備投資等が必要であるため、現時点では全社対応は厳しい。精緻

な測量が必要な地域は従来の手法、立ち入りが難しい地域は新手法というように、条件によって手法を使い分ける必要があると思われる。

(2) 森林施業と連携した効果的な地籍調査の推進(資料4-2)

- 森林境界明確化事業と地籍調査事業の連携方策の検討に当たっては、目的や考え方が異なる事業であることを踏まえる必要がある。
- 森林境界明確化事業と地籍調査事業で、行程や様式を共通化することはできないか。また、森林経営計画を策定した森林施業地域等も、社会資本整備総合交付金(社交金)の対象に加えるなど、重点支援することにより、山村部・林地部の地籍調査効果が進むのではないか。

- 野原地籍整備課長による閉会挨拶
- 次回は11月17日に開催予定であることを確認した。

以上